

## 西宮市ライフサイエンスセミナー事業運営委員会設置及び運営に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、西宮市民であり、我が国におけるライフサイエンス研究の基礎を築かれた故赤堀四郎氏（大阪大学名誉教授、大阪大学蛋白質研究所の創設者）の提案を受け、生命科学に対する市民の正しい認識と理解を深めることを目的として市が実施する西宮市ライフサイエンスセミナー事業（以下「事業」という。）を円滑に推進するため、ライフサイエンスセミナー事業運営委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(事業の概要)

**第2条** 事業は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 毎年度継続して実施する一般講座
- (2) 高校生を対象とする講座
- (3) その他臨時的に開催する特別講座

(委員会の所掌事務)

**第3条** 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 前条各号に掲げる講座の企画及び運営
- (2) 市の要請に応じた助言・提案

(委員会の構成)

**第4条** 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 生命科学分野を専門とする学識経験者
  - (2) 市の所管部長
- 2 前項に掲げる委員の定数は、5名以内とする。
  - 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
  - 4 委員長は、当委員会を代表し会務を掌理する。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

**第5条** 会議は、西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）第6条第5号に該当すると認められる事項を審議するため、非公開とする。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、地域学習推進課において処理する。

(謝礼)

**第7条** 委員の謝金は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）を準用し、当該条例の別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市と委員会が協議のうえ定める。

#### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。